

職員の給与の男女の差異の情報公表（令和7年度実績）

特定事業主名： 青森県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0%
全職員	93.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	98.0%
教頭	96.5%
校長・教頭以外	98.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.3%
31～35年	93.6%
26～30年	94.6%
21～25年	93.9%
16～20年	94.1%
11～15年	94.7%
6～10年	96.4%
1～5年	90.5%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・職員には、特定の時期に一時的に任用される臨時・非常勤職員（短期アルバイト職員等）は含まれていない。
- ・給与とは、所得税法第 28 条における給与所得（通勤手当（非課税分）等の実費経費や退職手当は除かれる。）をいい、扶養手当、時間外勤務手当等が含まれている。